

## 原告意見陳述

私は 2013 年から夫の海外駐在に伴いブラジル連邦のサンパウロ市に居住する、日本国民です。専業主婦をしており、現在一時帰国で日本に滞在しています。

選挙権を行使できるようになった 20 歳から、ほぼ欠かさず選挙には参加していましたが、渡伯当初は慣れない生活のなかで、そこまで手が回らず在外選挙人登録をしていませんでした。しかし、サンパウロでの生活が長くなり、子どもも生まれたことで、日本国民の権利であり責任として選挙に参加し、後悔のない選択をしたい、と思うようになり、在外選挙人登録をしました。

2017 年の衆議院議員選挙の際は、ちょうど日本に一時帰国をしており、夫に在外選挙人証を郵送してもらい、日本で投票を行いました。国民審査も当然できるだろうと思い、事前に各裁判官の経歴なども調べていましたが、在外選挙人が投票できる投票所をインターネットで検索している際、在外選挙人証では国民審査の投票を行えないことがわかりました。

期日前投票所で在外選挙人証を提示すると係員が一人ついてくださり、手続きをしてくださいましたが、衆議院議員の投票を終えると、在外選挙人証の方はここまでです、と言われました。やはり国民審査はできないのかと思いましたが、なぜ日本国民であるのにできないのか、ましてや日本にいるのに、ともやもやした気分になりました。

その後、同じ選挙において、私と同じように日本国内において選挙権を行使した人に、誤って国民審査の投票用紙が交付されたというニュースに接しました。その件について、当該ニュースは、「一般選挙人とは別に、一連の投票について個別に職員が対応する」という町の選挙管理委員会の言葉を引き、再発防止を図るというまとめ方をしていましたが、在外選挙人に国民審査の権利がない点について疑問に思わず、ただ制度に則り再発防止を図る、というのはあまりに短絡的ではないか、誰かがおかしいといわなければ制度は変わらないのだ、と思うようになり、本訴訟に加わることを決意しました。

制度を是正するにあたっては、多くのコストや労力がかかります。しかし、国民審査という最高裁判所裁判官に対し民主的コントロールを及ぼす制度を主権者である在外国民に認めることは、それに増す重要性があると思います。

一日も早く違憲状態が是正され、正しい国民審査権が認められるようご判断くださいますようお願いいたします。